

## 6月定例総会議事録

- 1 日 時 令和2年6月26日(金) 午後1時30分～
- 2 場 所 本庁5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 増田利司 小澤昇 川窪澄人 米窪初雄 竹原均 小澤治人 西村規男  
塩原正 三村明一 小澤邦夫 手塚敏夫 米久保茂 河野秀夫 小原祐司  
塚原一郎 小澤博子 伊藤正彦 大塚清司 伊藤正光 塩原令子  
酒井芳文 赤堀次男 北沢健司 永井猛敬 小林恵 平林金一郎  
山崎憲一 上條幸栄 橋戸勝 神戸稔 神戸博
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局員 溝口事務局長 川上係長 宮原主査 中澤主事
- 7 協議内容
- (1) 開 会 伊藤 会長代理
- (2) あいさつ 塩原会長
- (3) 議案審査
- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号8番の神戸博委員と9番の小澤博子委員でお願いします。

### ① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・西村委員 広丘郷原〇〇〇番地5にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘郷原〇〇〇番14の畑1936㎡を広丘郷原〇〇〇番地9にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、〇〇〇さんが耕作予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

### ② 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>	
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・上條委員 この案件は、追認申請です。上田市諏訪形〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さん

が所有する宗賀〇〇〇番6の畑、面積23㎡外1筆合計面積143㎡を、住宅用地として農地転用するものです。この該当地は、昭和55年7月に父〇〇〇さんが農地法の正規な手続きをしないまま、自己用住宅及びコンクリート擁壁を農地へはみ出して建設してしまったものです。現在も住宅として利用しており農地への復旧は困難と思われます。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、第2種農地であり、位置的代替性はなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

塩尻地区	全1件 承認	片丘地区	全1件 承認
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区	
宗賀・檜川地区	全1件 承認	北小野地区	

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・小原委員 片丘〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇番3の田、面積33㎡を、片丘〇〇〇番地1にある片丘〇〇〇区長の〇〇〇さんに所有権を移転し、多目的広場用地として農地転用するものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、第1種農地であり、原則、農地転用は認められませんが、隣接地と一体として同一事業の目的に供するもので、第1種農地の面積が3分の1を超えないものであるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を広丘地区でお願いします。
- ・小澤邦夫委員 この案件は、追認申請です。塩尻市大字広丘高出〇〇〇番地1にお住いの〇〇〇さんが所有する広丘高出〇〇〇番2の畑、面積27㎡を、塩尻市大字広丘高出〇〇〇番地1にお住いの〇〇〇さんに所有権を移転し、住宅用地(通路)として農地転用するものです。この該当地は、昭和43年10月に父〇〇〇さんが、農地法の正規な手続きをしないまま、自己用住宅を建築する際〇〇〇番の土地の一部を所有者である〇〇〇氏の了解を得て通路用地として転用してきましたが、平成27年6月に父が亡くなり、〇〇〇さんが相続により上記土地及び建物を取得した際、そのことが発覚しました。現在も住宅の通路用地として利用しているため農地への復旧は困難と思われます。この農地は、市街化調整区域です。農地区分

は、第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 この案件は、追認申請です。塩尻市大字宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番14の畑、面積8.69㎡外1筆合計面積27.27㎡を、東筑摩郡山形村〇〇〇番地14にお住いの〇〇〇さんに所有権を移転し、住宅用地として農地転用するものです。この該当地にある建物は、農地法の正規な手続きをしないまま、昭和元年に建物を建築する際、農地へはみ出して建築してしまったものです。令和元年8月に相続により〇〇〇さんが相続したため、現地調査を行ったところ、そのことが発覚しました。この建物は、現在も利用しているため撤去は困難と思われます。この農地は、市街化調整区域です。農地区分は、第2種農地であり、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を塩尻地区でお願いします。
- ・米窪委員 松本市横田1丁目〇〇〇番4号にお住まいの〇〇〇さんが所有する塩尻町〇〇〇番1の田、面積1366㎡を、松本市波田〇〇〇番地1にある合同会社〇〇〇に所有権を移転し、太陽光発電用地として農地転用するものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、〇〇〇及び〇〇〇からそれぞれ500m以内にあり、かつ、上下水道管が通っている市道に接続している第3種農地であり、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全2件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>	<u>全5件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>北小野地区</u>	<u>全1件 承認</u>

【報告】 事務局 川上係長 3条届出 10件 報告。

・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので部会としては可といたします。

⑤ 議案第5号 農地法第5条の規定による届出について

<u>塩尻地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 川上係長 5条届出 4件 報告。

・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑥ 議案第6号 農地利用集積計画について

<u>塩尻地区</u>	<u>全 1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全23件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全11件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全 2件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全 1件 承認</u>	<u>北小野地区</u>	<u>全15件 承認</u>

(西村委員 退室)

- ・増田委員 塩尻地区新規面積 0 m<sup>2</sup>筆数 0、再設定面積 3,368 m<sup>2</sup>筆数 1。合計面積 3368 m<sup>2</sup> 1筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 片丘地区お願いします。
- ・米久保委員 片丘地区新規面積 48,902 m<sup>2</sup>筆数 23、再設定面積 18,765 m<sup>2</sup> 8筆。合計面積 67,667 m<sup>2</sup> 31筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 続いて広丘・高出・吉田地区お願いします。
- ・三村委員 広丘地区新規面積 1,189 m<sup>2</sup>筆数 2、再設定面積 31,845 m<sup>2</sup> 16筆。合計面積筆数 33,845 m<sup>2</sup>の 18筆すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・伊藤委員 洗馬地区新規面積 0 m<sup>2</sup>筆数 0、再設定面積 10,583 m<sup>2</sup>筆数 3です、合計面積筆数 10,583 m<sup>2</sup>筆数 3です、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・小林委員 宗賀地区新規面積・筆数 0、再設定面積 1,421 m<sup>2</sup>筆数 1、合計面積筆数 1,421 m<sup>2</sup> 1筆、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・神戸博委員 北小野地区新規面積 0 m<sup>2</sup>筆数 0、再設定面積 17,362 m<sup>2</sup>筆数は 21 筆です、合計面積筆数 17,362 m<sup>2</sup> 21 筆、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 新規面積総合計 50,091 m<sup>2</sup>筆数 25、再設定面積 83,344 m<sup>2</sup>筆数 50。総合計 133,435 m<sup>2</sup>筆数 75 すべて可といたします。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・宮原主査 (5件5筆報告)
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。(西村委員 入室)
- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

(4) その他事項

① (松本農業農村支援センター 北澤氏による概況説明)

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- ・伊藤代理 持続化給付金については、若干変わってきていますか。月の平均について半分とか。春先収入のない人はもらえないというのがテレビでやっていたがどうですか。
- ・北澤氏 調べてから回答いたします。
- ・塩原議長 経営継続補助金の窓口は。
- ・北澤氏 長野県農業会議とか県の農業再生協議会になりそこで受けております。

②その他

農政懇談会提案書について

農地パトロールについて

(5) 閉 会 伊藤 会長代理

午後3時1分終了